

生活道路の交通安全対策

「ゾーン30」を ご存知ですか？

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

Q1 「ゾーン30」の速度規制は、一般的な速度規制とどのように違うのですか？

A1 速度規制は個々の道路（路線）ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン30」では、区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に30キロの速度規制が適用されることとなります。



交通安全応援サポーター かつなりくん

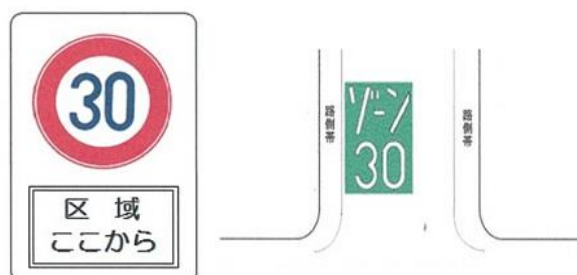


図) 道路標識例

図) 路面表示例

Q2 なぜ30キロ規制なのですか？

A2 自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを越えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。

このため、生活道路を走行する自動車の速度を30キロ以下に抑制することとしたものです。

あなたの通勤ルートに

ゾーン30はありますか？

刈谷市内では、6つの区域がゾーン30に指定されています。
交通ルールを守って安全に走行しましょう

